

第2回地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合

平成17年9月22日（木）

資料1

義務教育における地方分権の推進に関する

基本的考え方（提言） ……P1

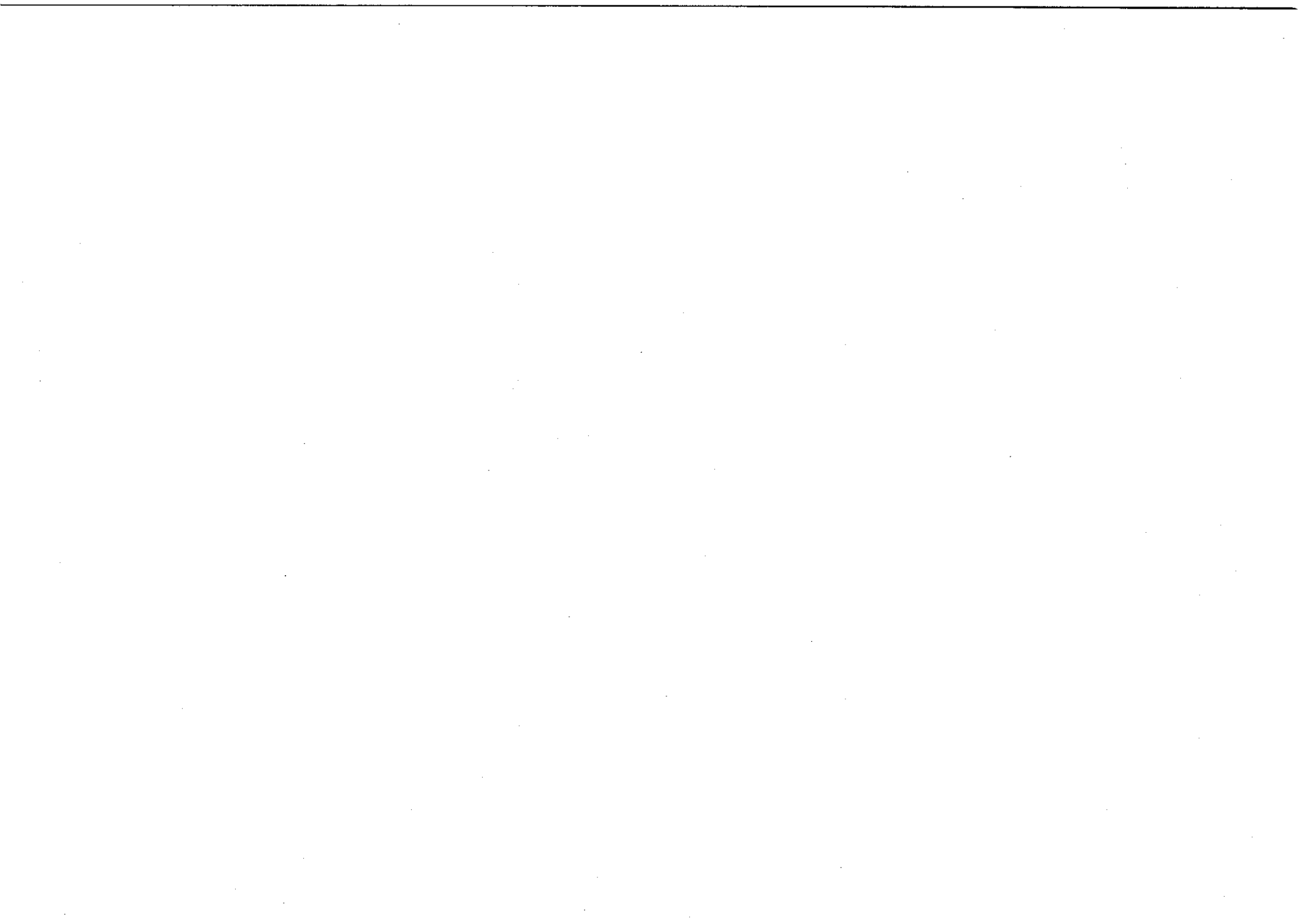
資料2

三位一体改革関連交付金の問題点（概要） ……P21

資料3

国等の関与・規制等の見直しが必要な主なもの ……P27

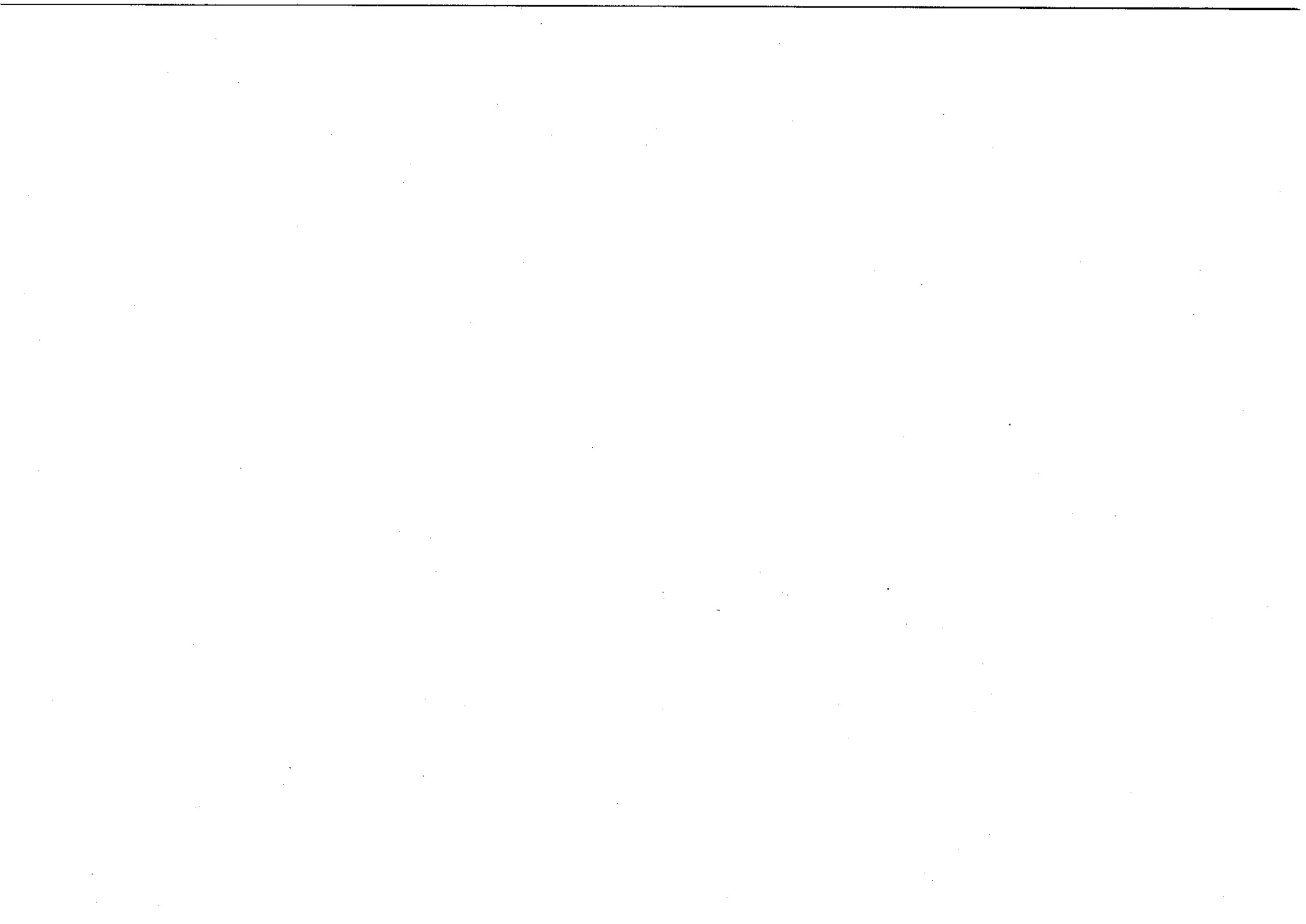
全国市長会提出資料



義務教育における地方分権の推進 に関する基本的考え方（提言）

－平成 17 年 9 月－

要 約.....	P3
ポイント.....	P4
本 文.....	P7



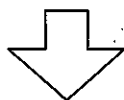
義務教育における地方分権の推進に関する基本的考え方(提言)

義務教育における地方分権の必要性

わが国社会の成熟
教育に対する国民のニーズの多様化
「官から民へ」、「国から地方へ」
市町村合併の急速な進展



地域の実情にあわせた自主自立的な教育行政
の展開ができるよう、
地方の創意工夫を活かす
地域の教育力を活かす
⇒ 義務教育の活性化を図る



推進すべき二つの改革

- 地方分権時代にふさわしい新たな地方教育行政の確立に向けた制度改革
- 三位一体改革による国庫補助負担金の廃止、税源移譲、地方交付税改革により歳入面からの自由度を高める

地方分権時代にふさわしい新たな地方教育行政の確立に向けた制度改革に向けて

義務教育における地方分権を推進する観点を踏まえた国と地方の責務の法律上の明記

(国) 学校制度の基本的枠組みの制定、教育内容に関する基準の設定

義務教育標準法の制定、学習指導要領の策定、教科書検定の実施、

教員免許制の維持等の事務、地方に必要な財源の確実な確保 等

(地方) 全国基準を踏まえながら、主体的にそれぞれの地域の創意工夫を活かした教育

教育水準の維持向上のための法令上の措置
—地域間格差を生じさせないため

- 都道府県等ごとの教職員定数の標準数の法令上の明記
- 教職員標準数を確保するための財源措置の法令上の明記
- 地域の実態に即した義務教育推進のための義務教育標準法の見直し
加配定数の透明化、少人数学級編成への対応、不登校児童・生徒にかかる人員配置、特別支援教育にかかる人員配置

市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大、自立性の向上

- 人事権、学級編制権及び定数決定権の都市への移譲による自主自立的性の向上
- 教育委員会の選択制の導入
- 生涯学習等の事務の市長部局への移管
- 教育課程の編成における自由度・自主性の拡大、都市を基本とした教科用図書
の採択、少人数教育に向けての市町村の自立性の拡大
- 不登校児対策の明確な位置付け
- 市町村単独配置の介助員、司書等の標準法への位置付け
- 公立文教施設整備に係る地方の自主的計画的な取組みの推進

市町村の意向を十分尊重

—小中学校の設置者である市町村の意向を十分に尊重する仕組みにすることが重要
県費負担教職員の市町村への配置、加配教職員の配置、教育課程など、都道府県による市町村の意見の尊重

義務教育における地方分権の推進に関する基本的考え方（提言）の〈ポイント〉

（経緯）

わが国の社会が成熟し、国民の価値観が多様化する中、教育に対する国民のニーズも多様化している。こうした社会の変化に対応し、都市自治体が、創意工夫や地域の教育力を活かしながら義務教育の活性化を図り、地域の実情にあわせて自主自立的に教育行政を展開できるよう、地方分権時代にふさわしい新たな地方教育行政の確立に向けて制度の改革を推進していくことが極めて重要である。これらの改革は、昨年8月に地方六団体が示した国庫補助負担金の廃止、税源移譲を基本とする三位一体の改革と併せて実施すべきであり、下記のとおり提言するものである。

（概要）

1. 国と地方の責務を法律上明記

義務教育における地方分権を進める観点から、国は、義務教育における地方公共団体との適切な役割分担を踏まえ、その責務について例えば教育基本法などにおいて明記する必要がある。

2. 教育水準の維持向上のための法令上の措置—地域間格差を生じさせないため

都道府県等間において、教育水準あるいは教育費の水準に著しい格差が生ずることのないように法令上の措置を明確にする。

（1） 都道府県等ごとの教職員定数の標準数の法令上の明記

都道府県等ごとの教職員の定数について、例えば次のように、標準数を法令に明記し、地方はそれに基づいて定数を定めることとする。

① 警察職員の例による方法

義務教育標準法に基づく各都道府県等ごとの教職員定数の標準数を政令で定める。

② 基礎定数及び加配定数の算出基準を明確にする方法

義務教育標準法及び政令で定める明確な算定式により教職員定数の標準数を決定。

（2） 教職員標準数を確保するための財源措置の法令上の明記

教職員の給与について、上記(1)に定める標準数に基づいて税源移譲を基本に地方交付税上においても措置を講じることを法律上明記する。

（3） 地域の実態に即した義務教育推進のための義務教育標準法の見直し

① 加配定数の透明化

加配定数は、政令により事項別に文科大臣が定める数とされており、算出基準が極めて不透明である。このため、加配定数についても、政令により明確にする必要がある。

② 少人数学級編制への対応

実態に即して、少人数学級編制を義務教育標準法に明確に位置付ける必要がある。

③ 不登校児童 生徒にかかる人員配置

不登校児童・生徒対策を義務教育制度に位置付け、学校外施設における教職員配置を含め、法律上明確にし、財源についても措置を講じる必要がある。

④ 特別支援教育にかかる人員配置

これまでの特殊教育を特別支援教育として再構築し、小中学校における専門家や教員の適切な配置について法律上明記する必要がある。

3. 市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大、自立性の向上

小中学校の設置主体は、市町村であることから、市町村の義務教育に関する権限と役割を拡大し、自立性の向上を図る必要がある。

(1) 人事権、学級編制権及び定数決定権の都市への移譲による自主・自立性の向上

都道府県が有する教職員の任命権等について、広域的な人事交流の仕組みも講じながら、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて早期に移譲する必要がある。

学級編制と教職員定数とは密接にかかわりがあることから、学級編制権と定数決定権を一括して中核市をはじめとする都市自治体に移譲し、自主・自立性の向上を図る必要がある。

(2) 教育委員会の選択制の導入

教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、市長の責任の下で行うか、選択可能な制度とすべきである。

(3) 社会教育を含め生涯学習等の事務の市長部局への移管

生涯学習・文化振興等に係る分野については、教育委員会という枠を超えて、総合行政の中で、市長主導で、その責任の下に行うことを原則とすべきである。

(4) 地域の実態に即した義務教育推進のための市町村の自立性の向上

都市や学校が地域の実態に即して義務教育を推進できるよう、次のような措置を講ずる必要がある。

① 教育課程の編成における自由度・自主性の拡大

教育課程については、省令を見直し、各教科の科目及び授業時間数を最低限のものとして明確にした上で、弾力的に取り扱えるように改善を図るべきである。

② 都市を基本単位とした教科用図書の採択

教科用図書の採択については、基本的に都市を採択の基本単位とするよう法を見直すべきである。

③ 少人数学級編制等の少人数教育に向けての市町村の自立性の拡大

国の定める学級編制の基準を上回り、市町村が地域の実情に応じて少人数学級編制等の取組みができるよう法律を見直す必要がある。

④ 不登校児対策の明確な位置付け

不登校対策については、義務教育制度にきちんと位置付けた法整備を行うとともに、併せて教育課程についてもそれに対応した編成ができるよう省令を見直す必要がある。

- ⑤ 市町村が単独で配置している障害児介助員、図書館司書等の標準法への位置付け
市町村が単独で配置している障害児介助員、図書館司書等について、法律上、明確に位置付けるとともに、財源措置を講じる必要がある。

(5) 公立文教施設整備にかかる地方の自主的 計画的な取組みの推進

公立文教施設整備費については、負担金・補助金を廃止し、税源移譲と地方交付税による確実な税財源措置により一般財源化を行い、地方が自主的・計画的に地域の実態に即して整備が図れるようにする必要がある。

4. 市町村の意向を十分尊重

地域の実態に即した義務教育の推進のため、義務教育行政の全般について、小中学校の設置者である市町村の意向を十分に尊重するような仕組みとする必要がある。

義務教育における地方分権の推進に関する基本的考え方(提言)

1. 国と地方の責務を法律上明記

我が国の社会が成熟し、国民の価値観が多様化する中、教育に対する国民のニーズも多様化している。また、「官から民へ」「国から地方へ」の方針の下、政府全体で地方分権、規制改革が推進されている。

さらに、地方分権の進展に伴い、その担い手として市町村の体制強化が必要となっており、自治体の行政能力の向上や財政基盤の強化を図るため、市町村合併が急速に進展している。

こうしたなか、都市自治体が、地域の実情にあわせて自主自立的に教育行政を展開していくことができるよう、地方分権時代にふさわしい新たな地方教育行政の確立に向けて制度改革を推進していく必要があり、これらの改革は三位一体改革と併せて推進していくことが重要である。

このため、義務教育における地方分権を進める観点から、国は、義務教育における地方公共団体との適切な役割分担を踏まえ、その責務を法律上明記する必要がある。

国の役割は、学校制度の基本的な枠組みの制定や教育内容に関する全国的な基準の設定を基本とすべきである。このため、義務教育標準法の制定、学習指導要領の策定、教科書検定の実施、教員免許制の維持などの事務は、教育の分権化を踏まえ、たうえで制度の基本的な部分について、今後も、引き続き

国が行っていく必要がある。

また、今後は、小中学校について、情報公開と成果評価のシステムを導入することも重要であり、こうしたことも国の重要な役割である。その際、評価が低い結果となった学校、市町村に対する適切な国の指導も必要である。

さらに、教職員の評価システムを新設し、評価を反映した教員免許の更新制度を併せて導入することも考えられる。

地方は、全国基準を踏まえながら、主体的に、それぞれの地域の実情に応じ、教育内容の充実、特色ある教育の推進に切磋琢磨し、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、国と地方、さらには都道府県と市町村との関係においても、地方分権型システムを推進する視点が強く求められる。

また、国は地方が義務教育を実施していくために、必要な財源を確実に確保する必要がある。

こうした義務教育における国と地方の基本的責務を法律上(例えば教育基本法に)明記する必要がある。

2. 教育水準の維持向上のための法令上の措置—地域間格差を生じさせないため

義務教育は国家の基本的政策であり、国にも重い責任があることから、義務教育の水準を維持する責務がある。このため、義務教育費国庫負担金を税源移譲する場合、国は、その全額を移譲するとともに、個々の地方自治体が、義務教育を適切に実施できるよう、地方財政全体としても、個々の地方自治体

に対しても、確実な税源移譲と地方交付税により万全の措置を講ずる必要がある。地方自治体においては、学校教育予算は特に重視されており、こうした国の責任が果たされれば、より一層地方の創意工夫による教育の実施が可能となり、地方の教育水準は確実に維持され、地域格差は生じないものである。なお、地方交付税については、教育に限らず、地方が標準的な行政を行うに必要な総額を確保する必要があるのは言うまでもない。

また、義務教育費国庫負担金を税源移譲するに当たっては、都道府県等間において、教育水準或いは教育費の水準に著しい格差が生ずることのないよう、次のような法令上の措置を講ずる必要がある。

(1) 都道府県等ごとの教職員定数の標準数の法令上の明記

各都道府県ごとの小中学校の教職員定数は、現在、「公立小中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、義務教育標準法)により、標準が定められており、各都道府県はこれを標準として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、地教行法)により、教職員定数を条例で定めることとなっている。また、市町村別の定数は、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を聞いて定めることとなっている。

しかし、現在の義務教育標準法は、いわゆる基礎定数については、定められた算定方法によって算出されるが、加配定数は、政令で定める基準に基づき文科大臣が定めることとなっており、その算出基準が明らかではない。

このため、都道府県等間において教育水準に著しい格差が生じることとな

いよう、都道府県等ごとの教職員の定数について、次のように、標準数を法令に明記するなど明確化を図り、地方はそれに基づいて定めることとしてはどうか。

① 警察職員の例による方法

警察職員の例と同様に、義務教育標準法に基づく各都道府県等ごとの教職員標準数を政令で定める。

② 基礎定数及び加配定数の算出基準を明確にする方法

義務教育標準法及び政令で定める明確な算定式により各都道府県等ごとの教職員の標準数が決定されるようにする。

(2) 教職員標準数を確保するための財源措置の法令上の明記

都道府県等間において教育水準或いは教育費の水準に著しい格差が生じることのないよう、必要な教職員給与の財源を確実に担保するため、その財源について、上記(1)に定める標準定数に基づいて税源移譲をした上で地方交付税上においても確実に措置を講じることを法律上明記する。

(3) 地域の実態に即した義務教育推進のための義務教育標準法の見直し

上記(1)(2)の措置に併せて、次のような見直しを行う必要がある。

① 加配定数の透明化

現在、義務教育標準法による標準数は、一定の算定方式により算出される標準数に基づく基礎定数と、個別の要因に応じた特例的な教職員の定数の措置(加配)が行われている。この加配は、政令により文科大臣が定める

数とされており、算出基準が極めて不透明である。このため、加配定数についても、政令で明確にする必要がある。

② 少人数学級編制への対応

少人数学級編制は、実施にあたり増加した学級に新たに教員を配置しなければならないが、特区により市町村で教職員を採用する場合を除き、配置できる教員は、県費負担教職員に限られている。少人数学級については、全国的に市町村における実施要望が強いこと、都道府県による取組みが進んでいること、特区の認定が増加していることなどから、実態に即して、少人数学級編制を義務教育標準法に明確に位置づける必要がある。

③ 不登校児童・生徒にかかる人員配置

不登校児童・生徒に対しては、学校における対応もちろんであるが、学校外における対応がより求められている。現に適応指導教室等における対応が、主に市町村の努力により進められている。不登校児童・生徒対策を義務教育制度に明確に位置付け、学校外施設における教職員配置を含め、法律上明確にし、財源についても措置を講じる必要がある。

④ 特別支援教育にかかる人員配置

これまで、障害児・生徒に対する教育は、盲・聾・養護学校において特殊教育として行われてきたが、昨今、普通学級に在籍するLD、ADHD等軽度発達障害児に対しても早急な対策が求められていることから、今後、これら軽度発達障害児への支援を含めた特別支援教育を進めていく必要がある。

これまでの特殊教育を特別支援教育として再構築し、小中学校における専門家や教員の適切な配置について法律上明記する必要がある。

3. 市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大、自立性の向上

小中学校の設置主体は、市町村であることから、市町村の義務教育に関する権限と役割を拡大し、自立性の向上を図る必要がある。

(1) 人事権、学級編制権及び定数決定権の都市への移譲による自主・自立性の向上

小中学校教職員については、身分は市町村の職員であり、服務監督権を有しているのは市町村である。しかし、地教行法により、任命権は基本的には都道府県教育委員会に属している。特例という形で、指定都市においては、任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務、研修は行うことができるものの、給与負担、学級編制の基準の決定、定数の決定は都道府県となっており、また、中核市においては、研修のみを行うこととなっている。現行制度はこのように一貫性がなく、責任体制もあいまいである。首長からは、「学校の先生は、県の方を向くのではなく、市町村の住民に目を向けるべきであり、そこに住んでいる子どもの育て方を一生懸命考える。これが基本的なあり方ではないか。」という声が聞かれる。こういった弊害を是正するためには、都道府県が有する教職員の任命権等について、広域的な人事交流の仕組みも講じながら、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて

早期に移譲する必要がある。

教職員定数は、基本的に都道府県の条例で定めることとなっている。学級編制は、都道府県の定めた基準に従って、市町村教育委員会が行うこととされているが、学級編制と教職員定数とは密接にかかわりがあることから、これらは一括して扱うことが合理的である。学級編制権と定数決定権を一括して、中核市をはじめとする都市自治体に移譲し、自主・自立性の向上を図る必要がある。

(2) 教育委員会の選択制の導入

現行の教育委員会制度については、形骸化している、或いは合議制により機動性・弾力性が欠如している、責任体制が不明確である等の指摘がある。また、教育行政における文部科学省を頂点とした都道府県教育委員会、市町村教育委員会という縦系列の中央主導システムにより、市長の責任の下、総合行政の一環として、地域住民の意向を反映した教育行政を行うことに支障があるとの指摘もある。しかし、その一方で、教育委員会制度は、有効に機能していると評価する意見もある。このため、都市自治体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、市長の責任の下で行うか、選択可能な制度とすべきである。

(3) 生涯学習等の事務の市長部局への移管

生涯学習・文化振興等に係る分野については、現在、一部の都市において市長部局が補助執行を行っているが、基本的には教育委員会の所管と位

置付けられている。

こうした分野については、教育委員会の所管とすべき強い事情があるとも考えられない。また、市民センターや美術館・図書館・博物館・体育館等に見られるようにこうした行政については、街づくりや人づくりという観点から、都市自治体において、むしろ教育委員会という枠を超えて、総合行政の中で、市長主導で、その責任の下に行うことを原則とすべきである。

(4) 地域の実態に即した義務教育推進のための市町村の自立性の向上

都市や学校が地域の実態に即して義務教育を推進できるよう、次のような措置をする必要がある。

① 教育課程の編成における自由度・自主性の拡大

教科に関する事項については、学校教育法により、文科大臣が定めることとされている。そのうち、教育課程については、学校教育法施行規則及び学習指導要領により、学校における科目、授業時間数が規定されている。市町村教育委員会は、これを踏まえ、必要な教育委員会規則を定め、各学校は、これに基づき、具体的な教育課程を設定している。しかし、これらの過程で、地教行法第48条により、文科大臣及び都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に指導、助言を行っており、市町村段階での自由度は極めて低いのが現状である。各市町村での地域の特色を生かした教育を行おうとしても、科目、授業時間数を変更することが難しい上、教育課程の編成においては、都道府県教育委員会との間で、届出、報告或いは承認が必要となって

いる場合が多い。

構造改革特別区域での申請の中でも、教育に関する案件がもっとも多く、例えば、市町村立小学校で、英語を正規の科目として教えたいという場合、新たに「英語科」を設置し、授業時間を調整するため、総合的な学習の時間を減らす申請などの手続きが必要となっている。

その他にも、算数等の教科内容についての学年を超えた教育課程編成や、中学における第二外国語の設定等については、制約を受けているものが数多くある。

このようなことから、教育課程については、省令で定める科目及び授業時間数は最低限のものであることを明確にした上で、弾力的に取り扱えるよう制度改正する必要がある。

② 都市を基本単位とした教科用図書の採択

教科用図書の採択については、指定都市以外は、小中学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、都道府県教育委員会が教科用図書採択地区を設定することとなっており、採択に当たっても、指導、助言を行うこととされている。このため、都市からは、地域の実情に応じた教育を行うために、都市の区域に合致した採択地域の設定を望む声強い。

これらのことから、教科用図書の採択については、基本的に都市を採択の基本単位とするよう法を見直すべきである。

③ 少人数学級編制等の少人数教育に向けての市町村の自立性の拡大

少人数学級編制については、全国的に市町村における実施要望が強いものの、実施に当たっては、都道府県教育委員会の取組みによる場合や、特区制度の認定によるところが多く、市町村自らの責任でできる範囲は非常に狭い。

また、少人数指導については、すでに一定の教育上の効果を上げているところも少なくない。

今後、市町村が、国が定める学級編制を上回り、市町村の実情に応じた取組みを行う際、少人数学級編制や少人数指導について、市町村の主体的・自立的な実施が可能となるよう法律を見直す必要がある。

④ 不登校児対策の明確な位置付け

不登校児童・生徒については、義務教育制度上、明確な位置付けがなされていないことから、現在は、個々の市町村の努力により実施されているのが実情である。しかし、これら不登校対策については、全国的に対応する必要があることから、義務教育制度に明確に位置付けるための法整備を行うとともに、併せて教育課程についてもそれに対応した編成ができるよう省令を見直す必要がある。

⑤ 市町村が単独で配置している障害児介助員、図書館司書等の標準法への位置付け

現在、市町村が地域の実情に応じて配置している障害児介助員や図書館司書等については、必要な人員であるにもかかわらず、法的な措置が十

分でない。

国は、今後、特別支援教育をさらに進めていく方針を打ち出しており、また、学力水準の低下の一因として読書離れ等が指摘されていることなどから、これら人員についての必要性もますます高まると思われる。これらのことから、これら人員について、義務教育標準法上、明確に位置付けるとともに、財源措置を講ずる必要がある。

(5) 公立文教施設整備にかかる地方の自主的・計画的な取組みの推進

公立文教施設整備にかかる事業は、これまで負担金・補助金により実施されてきたが、これらの事業については、事業採択の時期が地方自治体の計画と合わなかったり、全国一律の基準であったりと、事業を地域の実態に即して実施する上で問題が多い。

また、補助対象内容・補助単価・補助対象面積を基準に補助事業費が積算されるため、実際の事業費から見ると大きく切り込んだ補助金しか受けられず、地方の超過負担になっている。

これら負担金・補助金を廃止し、地方が自立的・自主的また計画的に事業を実施できるようにすれば、①補助金待ちによる事業の停滞がなくなる、②地域の実態に応じて計画的に整備が行える、③補助金関係の膨大な事務がなくなり、人員・経費も削減できる、④地域の工夫によりコストが削減できる、⑤喫緊の課題である耐震化についても、国の予算にしばられず、地方の判断により計画的に推進することができるようになる、と考える。

従って、公立文教施設整備費については、負担金・補助金を廃止し、税源移譲と地方交付税による確実な税財源措置により一般財源化を行い、地方の自主的・自立的な取組みが実施できるようにする必要がある。

4. 市町村の意向を十分尊重

地域の実態に即した義務教育の推進のため、義務教育行政の全般について、小中学校の設置者である市町村の意向を十分に尊重するような仕組みとすることが重要である。

例えば、県費負担教職員の市町村への配置に関する内申、加配教職員の配置、教育課程など、制度の改革及び運用にあたり、都道府県は、市町村の意見を尊重する必要がある。

国庫補助負担金等に関する改革案 ～地方分権推進のための「三位一体の改革」～

平成16年8月24日

地方六団体

(教育関係部分抜粋)

3 平成17年度及び18年度における国庫補助負担金等の改革

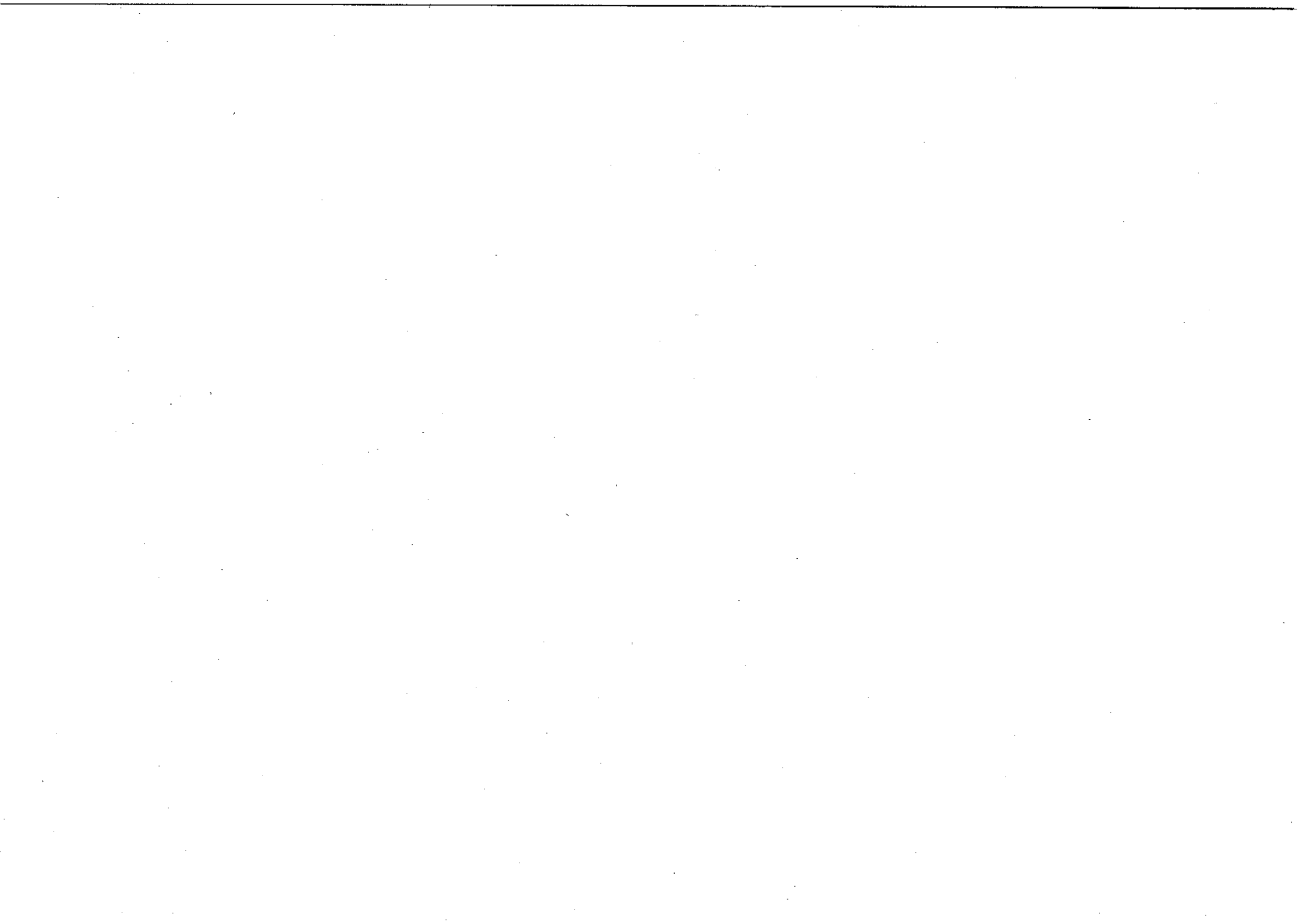
(2)移譲対象補助金の内容

⑤義務教育費国庫負担金【0.8兆円程度】

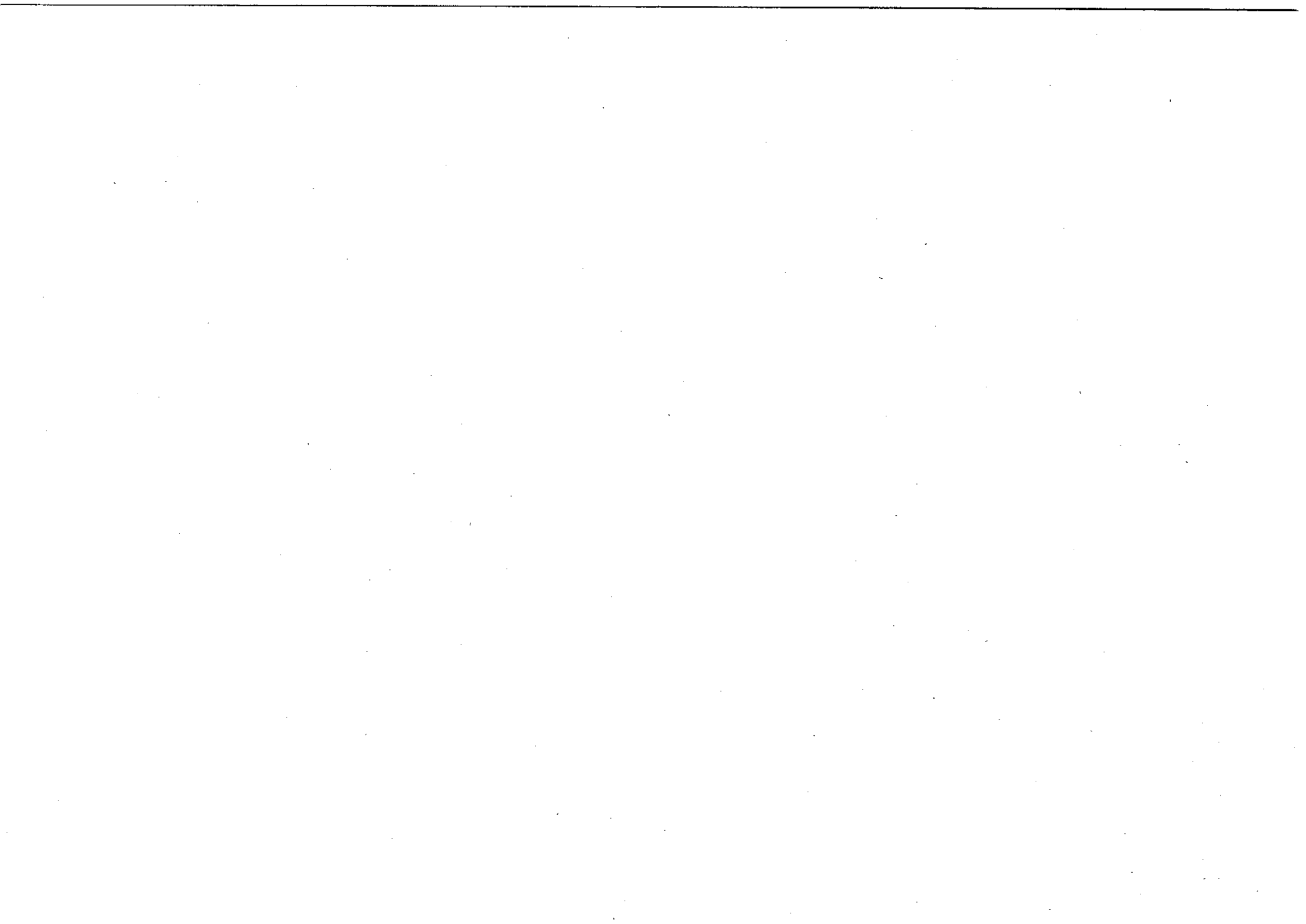
義務教育費国庫負担金は、第2期改革までにその全額を廃止し税源移譲の対象とすることとした上で、第1期改革においては、中学校教職員の給与等に係る負担金を移譲対象補助金とする。

なお、次の点についても併せて実施・検討すべきである。

- ・ 国は、義務教育における地方公共団体との適切な役割分担を踏まえ、その責務を法律上明記するとともに、都道府県間において教育費の水準に著しい格差が生ずることのないよう法令に明記するなどの措置についても考慮すべきであること。
- ・ 地域の実態に即した義務教育の推進のため、運営全般について、小中学校の設置者である市町村の意向を十分に尊重するとともに、市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大を推進すること。
- ・ 義務教育等に対する財源確保のため、企業から寄せられる教育・文化等に係る寄付金について、非課税措置を拡大すること。



三位一体改革関連交付金の問題点（概要）



三位一体改革関連交付金の主な問題点

★ 地域再生基盤交付金（汚水処理施設整備交付金、道整備交付金、港整備交付金）

- 1 補助金に比べ、申請事務が煩雑になった。
 - ①「地域再生計画」の申請は内閣府に一本化されたが、それとは別に交付金の申請は各省に行う必要がある。事務の簡素化になっていない。
 - ②ひとつの事業で、補助事業と交付金事業が並存しており、それぞれに異なった交付申請の手続きが求められている。
- 2 使い勝手が良くない。
 - ・交付金を受けるには、2つ以上の施設（例 道路、農道、林道）を組み合わせる必要があるが、対象事業が制限（例 農道であれば広域農道（県）に限定）されている。
 - ※ 2つ以上の施設整備義務は、地域再生法施行令第三条第二項に規定されている。

★ 地域介護・福祉空間等施設整備交付金

- 1 交付金化によって基準単価の引下げが行われ、地方への負担転嫁がなされている。

（例）特別養護老人ホーム	：	370万円/1人	→	225万円/1人（県交付金）
認知症高齢者グループホーム	：	2790万円/1施設	→	1500万円/1施設（市交付金）

★ 次世代育成支援対策施設整備交付金

- 1 採択基準の設定が一方的であり、地域の実情・努力が反映されていない。
 - ・採択基準は、全国一律のポイント制（待機児童数等）が採られたため、これまでの補助金に比べて地域の実情や努力が反映されていない。
 - ※ 自治体の努力とは、待機児童を出さないために定員を超えて保育することや、既設の施設を補修しながら使うこと等である。
- 2 交付額や交付時期について自治体の要望と国の交付決定にずれがあり、計画的な事業執行に影響が生じている。
 - ・事業は単年度で計画しているにも拘らず、2ヵ年継続事業とされ対応に苦慮している。

★ まちづくり交付金

- 使い勝手が良くない。
 - ・ひとつの地域において、複数の事業（道路、公園、下水道等）を組み合わせる申請しなければならないが、しかもその事業がほぼ同時期に行われなければならないなど制約が多いため、自治体の自主性・主体性が十分に発揮できない。

★ 循環型社会形成推進交付金

- 1 申請手続きが煩雑であり事務負担が増している。また、国の関与強化も懸念される。
 - ・交付金を申請するためには、循環型社会形成推進計画の策定が必要となり、推進計画を策定するためには、国・県との循環型社会形成推進協議会を設置し、協議が必要となった。その運営事務を含め多大な事務負担が生じる。また、協議会を通じての、国の関与が強まることも強く懸念される。
- 2 交付金化によって補助率の引下げが行われ、地方への負担転嫁がなされている。
 - ・公害防止地域では、補助（交付）率が1/2から1/3に減率され、対応に苦慮している。

交付金の問題事例

1. 地域再生基盤交付金

(汚水処理施設整備交付金、道整備交付金、港整備交付金)

★県を通して示された補助金の額が従来の1/3で、残り2/3は交付金で申請するようということであった。予算が2つに分かれたことに加え、これまでより交付決定が遅れ、予算執行に支障が出た。

★「事業間での流用が可能である」といっても、公共下水と浄化槽の事業単価が違う上、どちらもぎりぎりの予算しか付かないため、余るということはない。事業の対象施設も従前の補助金と何ら変わらないのでメリットはない。

★交付金化で、各事業の明確性がなくなり、改革前に計画されていた整備構想の着実な施行が阻害される。

★現行補助金のモデル事業で、農業集落排水区域の近くまで下水道が延伸した場合、下水道の終末処理場の共同利用が一部認められていたが、交付金では認められなかった。

※ 〈通達〉「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」 (平成12年12月)
(国土交通省・農林水産省)

2. 地域介護・福祉空間等施設整備交付金

★交付金化されたことに伴い、国から県に対する内示額は箇所付けがなされず、県の総額のみが示されるに止まることから、事業者に対する助成の基準が不明確である。

★介護保険事業計画に加えて市町村整備計画(生活圏ごとに3年間の計画)を立てなければならないが、確定してしまうと計画外の施設に対して臨機応変の対応が出来にくくなる。

3. 次世代育成支援対策施設整備交付金

★今年度内示を受けた施設整備事業のうち、3事業については単年度事業として事業計画を申請していたにもかかわらず、2ヵ年継続事業として採択されたため、事業計画そのものの執行に影響が生じている。

※ 国の通知(平成17年3月9日付、雇用均等・児童家庭局長通知)によれば、原則として単年度により事業が完了するよう求められ、また、複数年度にわたる事業に関しては、翌年度の交付額について確約できない旨が述べられている。今回のような交付額の割りおとしは、国の通知内容と矛盾しているし、翌年度以降の財源確保に不安が生じる。さらに、民間事業者の資金計画を大きく変更させることになり、事業執行に支障を来している。

4. まちづくり交付金

★区画整理など5年を超えて実施する事業に、5年区切りの交付金制度を適用して実施することとなるため、事業の実態と制度に乖離が生じ、実態に合わない計画を立てなければならないという問題を抱えている。

5. 地域住宅交付金

★従来、補助対象とならなかった提案事業が交付金の対象となり、基幹事業と合わせて実施した場合、全体事業費(基幹事業・提案事業)の4.5/10もしくは基幹事業費の5.5/10のうち額の少ない方が交付される制度となった。(基幹事業のみの場合5.0/10が4.5/10に引き下げ)
地方都市においては、提案事業が毎年あるとは限らず、基幹事業の交付率が引き下げられることは事業の進捗に悪影響を及ぼすものである。

(参考)

- 基幹事業：公営住宅・高齢者向け優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、不良住宅地区改良、密集住宅市街地の整備、関連公共施設の整備など
- 提案事業：今回の交付金化に伴って、新たに認められることとなった事業で、地方公共団体独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業等である。例示されているものとしては、民間住宅の耐震改修・建替え、公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備、住宅相談、住宅情報提供などとなっている

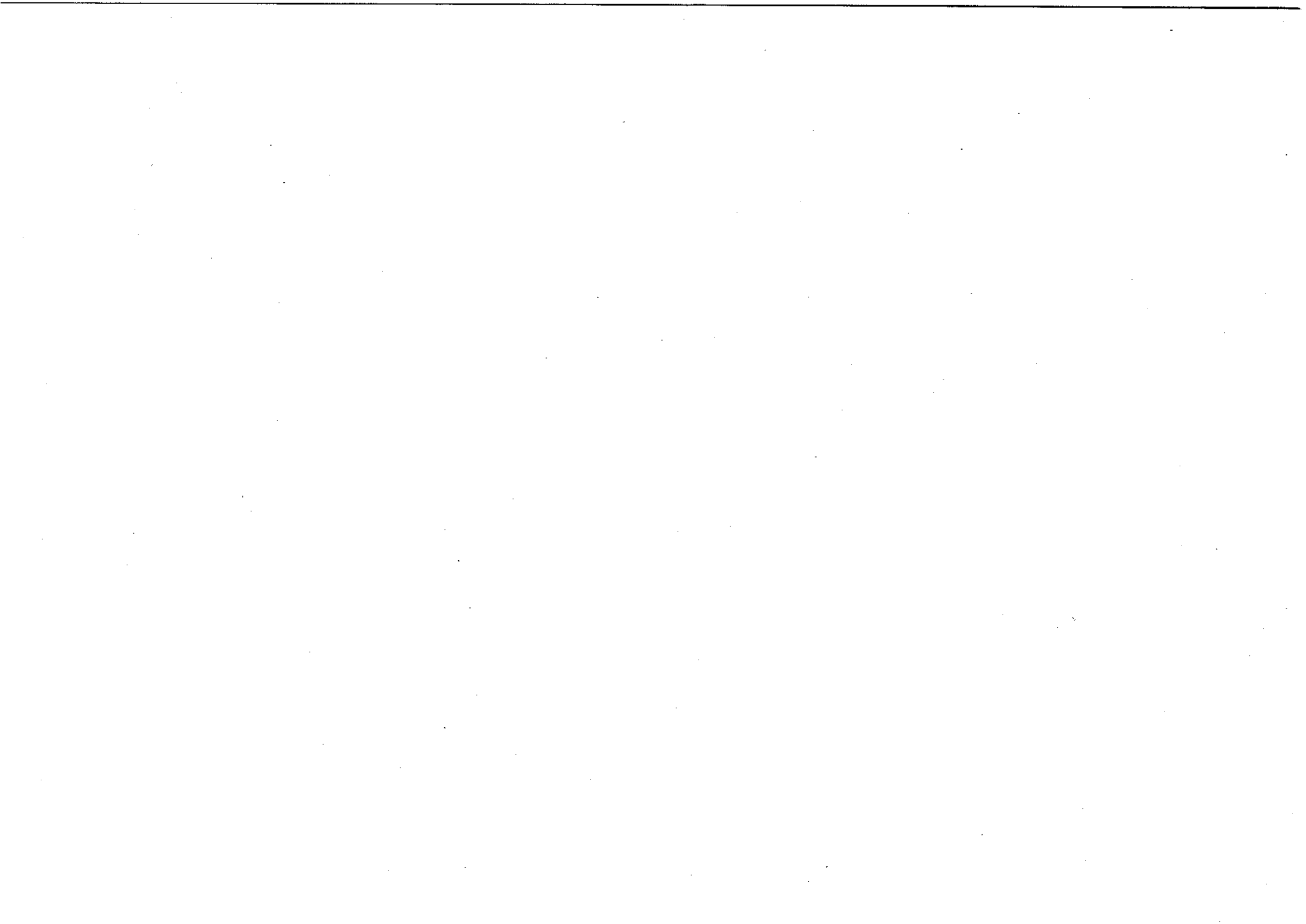
6. 循環型社会形成推進交付金

★計画の事後評価と公表が必要となり、結果として市町村の事務負担の増と国等の関与強化が強く懸念される。

7. 農林水産関係7つの交付金(食の安全・安心交付金、強い農業づくり交付金、元気な地域づくり交付金、バイオマスの環づくり交付金、森林づくり交付金、強い林業・木材産業づくり交付金、強い水産業づくり交付金)

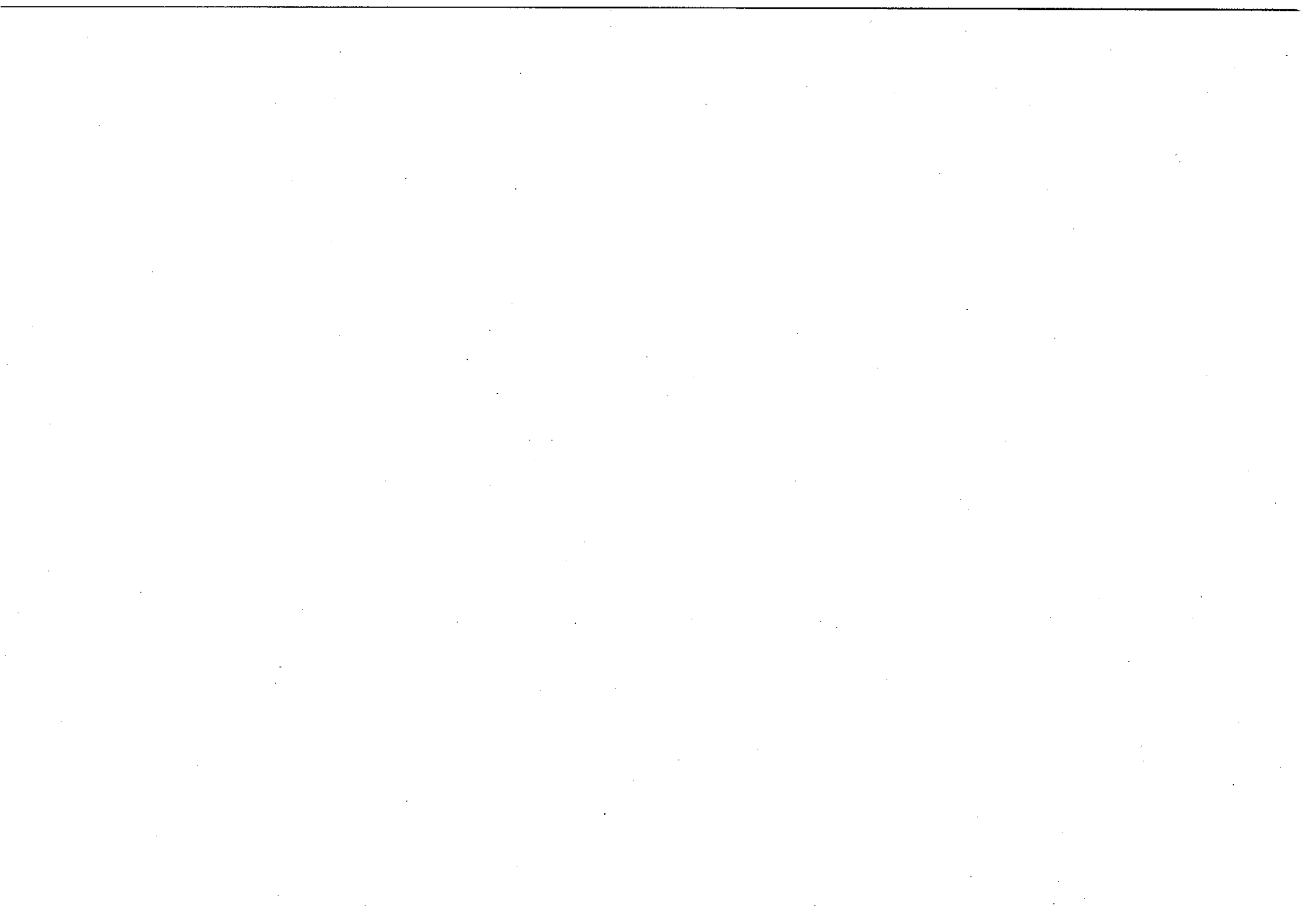
★国から県に対しては交付金化されたが、県から市に対しては従来どおり補助金として取り扱われており、市町村にとって交付金化によるメリットはない。

★交付金を受けるための作業として、例えば、強い農業作り交付金では「担い手育成総合支援協議会」の設置が義務付けられているが、交付金ごとに新たに協議会を設け運営して行くことは相当の事務負担を伴うものであり事務の効率化に逆行するものである。



国等の関与 規制等の見直しが
必要な主なもの

平成17年9月22日



1. 国の義務付け

(1) 国民年金情報システムに係る情報提供

[支障事例]

国民年金受付・給付等事務が義務づけされているが、社会保険業務センター情報提供用サーバーからの情報が不十分で支障をきたしている。

[根拠法令]

国民年金法第3条第3項・国民年金法施行令第1条の2

[見直しの方向]

社会保険業務センターから十分な情報提供ができないのであれば、受付・給付等事務の義務付けを廃止すること。

(2) 屋外広告物法に基づく違反広告物簡易除却制度

[支障事例]

違反広告物を簡易除却しても、保管、公示、売却、処分の手続が義務付けられており、違反状態の迅速な是正という本来の目的が損なわれている。

[根拠法令]

屋外広告物法第8条

[見直しの方向]

簡易除却の対象となっている違反広告物は、自治体の判断により処分を行うことができるようにすること。

(3) 生産緑地地区の行為の制限の解除による都市計画変更手続

[支障事例]

生産緑地地区の行為の制限の解除により、都市計画として決定した効力は失われることとなるにもかかわらず、都市計画変更手続として、法定縦覧、同意協議、都市計画審議会への付議が義務付けられている。

[根拠法令]

都市計画法第21条第2項

[見直しの方向]

都市計画法第20条第1項に規定する告示及び第2項に規定する縦覧のみとし、法定縦覧、同意協議、都市計画審議会への付議等の手続を廃止すること。

(4) 市税の収納業務委託

[支障事例]

情報化の進展により、収納機会の多様化が見込まれるが、市税の収納業務の委託先は制限されていることから、収納業務の一層の効率化・合理化を図ることができない。

[根拠法令]

地方自治法第243条

[見直しの方向]

法律により税の収納事務委託可能な範囲の制限を行うのではなく、収納委託先は自治体の判断に委ねること。

2. 許認可制度

(1) 市町村決定都市計画における都道府県の同意

[支障事例]

市町村決定の都市計画においては、都道府県の同意が必要とされており、同意に係る時間、労力が多大なものとなっている。

[根拠法令]

都市計画法第19条第3項

[見直しの方向]

市町村決定の都市計画においては、都道府県の同意を廃止し、報告とすること。

(2) 特別用途地区の用途制限等の緩和に係る大臣承認

[支障事例]

特別用途地区の用途制限等の緩和には、国土交通大臣の承認が必要となっていることから、地域の実情に応じた対応ができない。

[根拠法令]

建築基準法第49条第2項

[見直しの方向]

特別用途地区の用途制限の緩和に係る国土交通大臣の承認を廃止すること。

(3) 公営住宅法定建替えによる用途廃止についての地方整備局長の承認

[支障事例]

公営住宅法定建替えによる用途廃止については、地方整備局長の承認が必要となっているとともに、その承認にもかなりの日数を要する。また、国に権限が留保されているため、計画的な整備、建替え、既存住宅の有効活用等事業の円滑な推進の支障となっている。

[根拠法令]

公営住宅法第37条、第44条第3項、公営住宅法施行規則第25条第1項第2号

[見直しの方向]

公営住宅の法定建替えによる用途廃止についての地方整備局長の承認を廃止すること。

(4) 道路法等によらない道路の築造基準の緩和に関する大臣承認

[支障事例]

建築基準法による道路基準が地域の実情に合致しない場合の基準の緩和には、国土交通大臣の承認が必要となっており、その承認に時間を要している。

[根拠法令]

建築基準法施行令第144条の4

[見直しの方向]

道路法等によらない道路の築造基準の緩和に関する国土交通大臣の承認を廃止すること。

(5) 国庫補助金を受けて整備した施設の財産処分

[支障事例]

国庫補助金を受けて整備した施設の転用、廃止等を行おうとしても、補助金適正化法等で補助金返還の遡り規定や転用の用途限定の規定があることや、処分に相当の期間を要するため、施設の有効活用を阻害しているとともに、老朽施設の放置につながっており、地域住民の危険性を増大させている。

[根拠法令]

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条

[見直しの方向]

補助金適正化法等の運用を見直し、処分制限期間の短縮や、処分申請から許可までの期間の短縮を図るとともに、転用に係る用途制限を緩和すること。

3. 行政の総合化（縦割行政等）

(1) 幼保一元化

[支障事例]

幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省の所管となっており、施設の共用化、保育料、保育時間、保育内容等で市の判断による幼稚園・保育園の連携、一元化などの効率的な施設管理・運営管理等の取組の支障となっている。

[根拠法令]

学校教育法第77条・児童福祉法第39条

[見直しの方向]

幼稚園・保育所について、地方の弾力的な運用を図ることができるよう、法改正を行うこと。

4. 補助金 その他

(1) 国民健康保険制度における保険料収納率による調整交付金の減額

[支障事例]

調整交付金が、保険料の収納率によって、減額交付されており、医療費の地域的格差や社会的・地域的要因による被保険者の所得状況等を反映した結果生じる財政力の不均衡を調整するという本来の目的・趣旨を損なっている。

[根拠法令]

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第7条

[見直しの方向]

財政力の不均衡を調整するという目的・趣旨に沿ったものとする。

(2) 国民健康保険制度における療養給付費負担金の減額

[支障事例]

療養給付費負担金については、地方単独事業による保険給付費分をカットして算定・減額されており、国保財政の健全な運営、財政基盤の確保に支障となっている。

[根拠法令]

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等調整交付金の交付額の算定に関する省令第7条

[見直しの方向]

療養給付費負担金については、地方単独事業分を含めて算定すること。

(3) 学級編制

[支障事例]

学級編制については、法に基づき都道府県が基準を定め、その基準に従い、市町村が行うこととされているが、地域の実情に応じた自主的・主体的な教育の取組に支障となっている。

[根拠法令]

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条

[見直しの方向]

義務教育における学級編制に関しては、都道府県の同意を不要とするよう法改正すること。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

[支障事例]

災害時の自衛隊の派遣要請は、都道府県知事が行うこととされているが、詳しい要請事由について、都道府県と自衛隊間では詳細がつかめず、救助作業等の迅速な対応が図られない場合も想定される。

[根拠法令]

自衛隊法第83条・災害対策基本法第68条の2第2項

[見直しの方向]

都道府県知事を通じて行っている災害時の自衛隊の派遣要請を市町村長が直接防衛庁長官へ要請できるようにすること。

